

松江市告示第 319 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、下記のとおり指定医療機関の事業の
廃止届出があったため、同法第 55 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 24 日

松江市長 上 定 昭 仁



医療機関コード	医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
01-4121-2	日星薬局 松江店	松江市黒田町 27-1	令和 7 年 3 月 31 日
01-4143-6	ニコニコ薬局	松江市東津田町 1769-5	令和 7 年 3 月 31 日
01-1314-2	城北産科婦人科クリニック	松江市春日町 48-1	令和 7 年 4 月 30 日